

## 令和4年度ふるさと山形移住・定住促進事業家賃補助金交付要綱

### (目的)

第1条 一般社団法人ふるさと山形移住・定住推進センター（以下「センター」という。）は、山形県からの助成金を財源に、県や市町村、民間団体等と連携して、移住者及び山形県内で地域おこし協力隊として活動した方に対して予算の範囲内において家賃補助金を交付することで、経済的負担の軽減を図り、本県への移住・定住の促進を図る。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) **移住者** 進学、転勤以外の目的で本県に転入し、県外から本県内の市町村に住民票を登録した者をいう。
- (2) **地域おこし協力隊** 県内市町村で地域おこし協力隊として委嘱された者をいう。
- (3) **家賃** 賃貸住宅所有者と移住者との間で締結した賃貸借契約に定められた賃借料（管理費、共益費及び駐車場料金を除く。）をいう。但し、勤務先から住宅手当が支給されている場合は、当該賃借料から住宅手当を控除した額とする。

### (補助対象者)

第3条 補助対象者は、以下に定める者とする。

- 1 移住者（地域おこし協力隊を退任し、「令和3年度ふるさと山形移住・定住促進事業家賃補助金」の交付決定を受けた者を含む）については、次の(1)から(3)のいずれかの条件を満たすものとする。

(1) 次に掲げる全ての条件を満たすもの。

- ① 令和4年3月1日から令和5年2月28日までの期間に、県外から県内の市町村に転入すること。なお、転入日については、住民票に記載される年月日をもって判断するものとする。
- ② 転入日の前日までに、以下のいずれかの公的相談窓口等を利用していること。

公的相談窓口等	所在地等
やまがたハッピーライフ情報センター	東京都千代田区有楽町二丁目10-1
(一社) ふるさと山形移住・定住推進センター	山形市鉄砲町二丁目19-68
山形県ひとり親家庭応援センター	山形市小白川町二丁目3-31
マザーズジョブサポート山形	山形市双葉町一丁目2-3
マザーズジョブサポート庄内	酒田市中町一丁目4-10
山形県ナースセンター	山形市松栄一丁目5-45
山形県福祉人材センター	山形市小白川町二丁目3-30

やまがたチャレンジ創業応援センター (商工会議所、商工会)	県内各商工会議所、各商工会
山形県プロフェッショナル人材戦略拠点	山形市城南町一丁目 1-1
山形県信用保証協会	山形市城南町一丁目 1-1
山形県Uターン情報センター	東京都千代田区平河町二丁目 6-3
やまがた 21 人財バンク	山形市城南町一丁目 1-1
山形県若者就職支援センター	山形市城南町一丁目 1-1 (本部)
(公財)やまがた農業支援センター	山形市緑町一丁目 9-30
(一社)山形県農業会議	山形市緑町一丁目 9-30
山形県林業労働力確保支援センター	山形市大字長谷堂字馬場 2265
山形県漁業就業者確保育成センター	酒田市山居町二丁目 14-23
山形県漁業協同組合	酒田市船場町二丁目 2-1
移住先の市町村の移住、新規就農、Uターン就職、住まい、教育、子育てほか移住に関する相談窓口※ ※市役所窓口への転入手続きや県営・市町村営の賃貸住宅の申込手続きなど、転居に伴う義務及び形式的な窓口利用の場合など、移住に関する相談を伴わない場合は「公的相談窓口等を利用した」とはみなしません。	県内各市役所又は役場
その他、センターの理事長が特に認める公的相談窓口等	—

- ③ 会社等の転勤・進学による異動でないこと。
  - ④ 本県に定住する意思を有すること。
  - ⑤ 世帯員全員が、暴力団等の反社会的勢力の構成員でないこと。
- (2) 令和2年度において「令和2年度ふるさと山形移住・定住促進事業家賃補助金」の交付決定を受け、かつ令和3年度において「令和3年度ふるさと山形移住・定住促進事業家賃補助金」の交付決定を受け、令和2年度及び令和3年度の補助金交付対象期間を含めて24か月を経過していない者
- (3) 令和3年3月1日から令和4年2月28日までの期間に県外から県内に移住した方又は令和3年4月1日から令和4年2月28日までの期間に地域おこし協力隊を任期満了で退任した方で、令和3年度において「令和3年度ふるさと山形移住・定住促進事業家賃補助金」の交付決定を受け、令和3年度の補助金交付対象期間を含めて24か月を経過していない者

2 地域おこし協力隊については、令和4年3月1日から令和5年2月28日までの期間

に任期满了で退任した者で、県内に定住する意思を有し引き続き居住している者とする。但し、再び地域おこし協力隊として県内で活動する者は除く。

(補助対象住宅)

第4条 ふるさと山形移住・定住促進事業家賃補助金(以下「補助金」という。)の交付の対象となる住宅は、移住者については、補助対象者本人が契約者となり、移住に際して自己の居住のために新たに賃貸する住宅とする。但し、次に掲げる住宅を除く。なお、「居住」の開始時期及び場所については、住民票により判断するものとする。

- (1) 県営、市町村営の賃貸住宅
- (2) 社宅、寮などの雇用主から貸与される住宅
- (3) 3親等以内の親族(又はその親族が経営する法人)が所有する賃貸住宅

2 地域おこし協力隊を退任した者については、補助対象者本人が契約者となり、自己の居住のために賃貸する住宅とする。但し、次に掲げる住宅を除く。なお、「居住」については、住民票により判断するものとする。

- (1) 社宅、寮などの雇用主から貸与される住宅
- (2) 3親等以内の親族(又はその親族が経営する法人)が所有する賃貸住宅

(補助金の額及び交付対象期間)

第5条 補助金の額は、1か月当たり1万円とする。但し、当該家賃額が1万円を下回る場合は、当該家賃額(千円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てた額)とする。

2 補助金の交付対象となる期間は、24か月を限度とする。

3 前項に規定する交付対象期間は、移住者については転入した日の属する月の翌月から起算するものとし、地域おこし協力隊を退任した者については任期が満了した日の属する月の翌月から起算するものとする。なお、補助金は、令和4年度については、令和4年4月から令和5年3月分の家賃のうち、交付対象期間分の家賃を一括して交付するものとし、令和5年度以降については、令和5年度以降の予算及び補助金交付要綱に基づき交付するものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、ふるさと山形移住・定住促進事業家賃補助金交付申請書(様式第1号)に、次の書類を添えて、年度ごとに理事長に提出しなければならない。但し、令和3年度において「令和3年度ふるさと山形移住・定住促進事業家賃補助金」の交付決定を受け、かつ交付決定時の申請内容(住所、賃貸住宅の月額家賃等)から変更のない場合は、申請者は、次の①及び②の書類の添付を省略することができる。なお、令和4年度の申請書の提出期限は、第3条第1項(1)又は同条第2項に該当する者は令和5年3月6日まで、第3条第1項(2)又は(3)に該当する者は

令和4年9月15日までとする。

- ① 住民票謄本（続柄及び世帯主の記載されたもの）の写し
- ② 住宅の賃貸借契約書の写し
- ③ その他センターの理事長が必要と認める書類

（交付の決定等）

第7条 センターの理事長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することと決定したときは、ふるさと山形移住・定住促進事業家賃補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助金を交付しないことと決定したときはふるさと山形移住・定住促進事業家賃補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第8条 補助金の交付決定には、次に掲げる条件が付されているものとする。

- (1) 補助金の申請にあたり、事前にアンケートの回答をすること。
- (2) センター、県又は市町村が実施する移住定住施策（各種移住定住に係る調査やインタビュー等）に協力すること。

（申請内容の変更）

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請書の内容に変更が生じた場合（転居による住所変更を含む）は、ふるさと山形移住・定住促進事業家賃補助金内容変更承認申請書兼ふるさと山形移住・定住促進事業家賃補助金変更交付申請書（様式第4号）に関係書類を添えて、センターの理事長に提出しなければならない。

- 2 センターの理事長は、前項の申請により補助金の額又は補助金の交付期間を変更することと決定したときは、ふるさと山形移住・定住促進事業家賃補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により当該交付決定者に通知するものとする。
- 3 前2項の規定により補助金の交付期間等を変更する場合において、転居等により家賃の月額を全額を支払わない月があるときは、当月分の補助金の額は、家賃の実支出額（日割り計算等）の合計をもって判断するものとする。

（補助金の交付請求等）

第10条 交付決定者は、令和5年3月9日までにふるさと山形移住・定住促進事業家賃補助金請求書（様式第6号）を理事長に提出しなければならない。

- 2 理事長は、前項の請求があったときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定したときは、ふるさと山形移住・定住促進事業家賃補助金確定通知書（様式第7号）

により当該交付決定者に通知するものとし、令和5年3月31日までに交付決定者の指定する金融機関の口座に振り込む方法により交付するものとする。

(補助金の返還等)

第11条 理事長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 交付決定者が県外へ転出したとき。
- (2) 補助金の申請に関し、偽りその他不正の行為があったと認めたとき。
- (3) その他理事長が必要と認めたとき。

2 理事長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部または一部を取り消した場合において、すでに補助金が交付されているときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。なお、補助金の返還において必要となる経費（振込手数料等）は交付決定者の負担とする。

3 理事長は、前2項の規定により交付決定者に損害が生じることがあってもその賠償の責めを負わない。

(補助金の重複交付の禁止)

第12条 補助金の交付を現に受けている者又はすでに受けた者は、新たに補助金の交付を受けることができない。

(情報の提供)

第13条 センターは、この事業の目的の範囲内において、必要に応じて山形県及び市町村に情報を提供する場合がある。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は令和4年5月12日から施行する。